

横浜市行政不服審査会答申
(第152号)

令和7年3月11日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「愛の手帳交付決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、横浜市長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人の母からの愛の手帳再交付申請に対し、障害の程度を中度（B 1）、交付日を令和5年9月5日として、愛の手帳交付決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、本件処分を取り消し、障害の程度を重度（A 2）とする愛の手帳を交付するよう求める事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 令和5年9月5日に障害者更生相談所（以下「判定機関」という。）が審査請求人に対して実施したビネー式知能検査（以下「本件検査」という。）後、「重度に近い」「ほぼ重度です」と判定員に言われたが、本件処分に際しては、審査請求人は挨拶等ができるため中度（B 1）の判定になるとのことであった。
- (2) 審査請求人については、入浴、外出、食事、排泄、空調や衣類の調節、時間の管理等に介助が必要な状態である。
- (3) また、判定テストの際に、審査請求人代理人は、審査請求人が迷走神経により朝に失神することを一番の困りごととして判定員に対し説明したが、心理記録には記載されていない。
- (4) 障害の程度が中度（B 1）の場合、知能指数が「おおむね 36～50」と定められていることから、単に知能指数の数値のみによって判定されているわけではないと考えられるところ、審査請求人は知能指数が36であることに加え、上記困りごとがあることから、重度（A 2）と判定するべきである。

4 処分庁の主張の要旨

判定機関は、令和5年9月5日、横浜市療育手帳制度実施要綱（令和5年4月1日最近改正。以下「要綱」という。）第5条第1項に基づき、臨床心理士により、標準化されたビネー式知能検査（田中ビネー知能検査Vを使用）を行い、審査請求人について、知能指数36との結果を得た。臨床心理士が行う心

理検査については、検査によって算出された知能指数が正確か、他の臨床心理士が確認をしている。そして、正確さが確認された上で判定機関内の愛の手帳判定会議に諮る手続を踏み、更に正確性を確保している。

同月 7 日、本件検査結果（知能指数 36）を踏まえ、愛の手帳判定会議を行い、同条に基づき、障害者更生相談所長（以下「判定機関の長」という。）が障害の程度を中度（B 1）と判定した。

要綱別表 1 に「おおむね」とあるのは、知能指数は幅をもって理解すべきという考え方が一般的であるため記載したものであり、知能検査の結果以外の要因（性格・行動側面）を考慮し、障害の程度が変動し得ることを意味するものではない。

よって、審査請求人の愛の手帳の再交付申請に対し、障害の程度を中度（B 1）として行った本件処分は、違法又は不当ではなく、本件審査請求には理由がない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」とおおむね同旨であり、次のとおりである。

(1) 要綱等の規定

ア 療育手帳制度は法律の規定に基づくものではなく、「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に基づき、各自治体が自治事務として運用しているものである。

横浜市においては、要綱を定めて療育手帳交付のために必要な事項を規定している。

イ 要綱第 3 条第 1 項は、「手帳は、横浜市に居住地を有し、児童相談所又は障害者更生相談所（以下「判定機関」という。）において知的障害があると判定された者に交付する。」とし、第 4 条第 2 項第 2 号は、愛の手帳の記載事項として、「障害の程度」を定めている。

ウ 要綱第 4 条第 1 項は、「手帳の名称は愛の手帳とする。」と定めている。

エ 要綱第5条第1項本文は、「障害の程度の判定は、標準化されたビネー式知能検査による診断範囲値（以下「知能指数」という。）を用いて、別表1に掲げる基準により、判定機関の長が行うものとする。ただし、ビネー式知能検査による判定が適切でないと判定機関の長が判断した場合は、他の手法によることも可能とする。」と規定する。

要綱別表1は、「障害の程度：重度・A2、知能指数：おおむね21以上35以下のもの」、「障害の程度：中度・B1、知能指数：おおむね36以上50以下のもの」と規定する。

同条第2項は、「前項に規定する判定において、障害の程度が手帳交付対象に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、障害の程度を加重できるものとする。」とした上で、以下の場合を規定する。

「(1) 障害等級が1級、2級又は3級の身体障害者手帳を所持している場合

(2) 強度行動障害児特別支援加算費について（平成16年1月6日障発第0106001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙強度行動障害児特別支援加算費実施要綱の別紙1「強度行動障害判定指針の強度行動障害判定基準表」で10点以上又は準ずる程度の障害を有すると判定機関の長が認めた場合

(3) その他判定機関の長が、加重すべき条件があると認めた場合」

同条第3項は、「第1項の規定にかかわらず、知能指数が非該当の場合であっても判定機関の長が特に必要と認めた場合は、軽度(B2)と判定することができる。」と規定する。

オ 要綱第6条第1項は、「交付対象者又は交付対象児の保護者は、交付対象者又は交付対象児（以下、交付対象児者という。）の写真、その他市長が必要と認める書類を添付した愛の手帳新規交付申請書（第2号様式。以下「新規交付申請書」という。）を、居住地の福祉保健センターの長（以下「福祉保健センター長」という。）を経由して、市長に提出しなければならない。」と規定する。

同条第2項は、「新規交付申請書を受理した福祉保健センター長は、愛の手帳判定依頼書（第3号様式。以下「判定依頼書」という。）を判定機関の長に送付するものとする。なお、判定依頼にあたっては、愛の手帳の申請について（第3号様式の2）により決議する。」と規定する。

同条第3項は「判定機関の長は、交付対象児者について判定を行い、判定結果を判定依頼書の判定結果記入欄に記入のうえ市長に送付するものとする。」と規定する。

同条第4項は「判定機関の長は、交付対象児者の障害の程度の確認に必要な専門的診断を別表2に掲げる指定診断機関に依頼し、当該診断資料に基づいて判定を行うことができる。」と規定する。

同条第6項は、「市長は、手帳の交付を決定したときは、福祉保健センター長を経由して当該申請者にこれを交付する…」と規定する。

カ 要綱第7条第1項は、「判定機関の長は、手帳の交付を受けた知的障害児者（以下「手帳所持者」という。）の交付後の障害の程度を確認するため、その時期を指定し、判定を行うものとする。」と規定する。

同条第2項は、「判定は、原則として2年ごとに行う。ただし、18歳以上の場合はこの限りではない。」と規定する。

キ 要綱第9条は、手帳の再交付の手続について、「第6条の規定を準用する。」と規定する。

(2) 爭いがないか、証拠により認められる事実

ア 審査請求人の母は、令和5年8月4日、要綱第9条及び同条により準用される第6条第1項に基づき、審査請求人について、愛の手帳の再交付申請を行った。

イ 判定機関は、令和5年9月5日、要綱第5条第1項及び第7条第1項に基づき、審査請求人の障害程度の判定のため、臨床心理士である判定員（以下「本件判定員」という。）により、田中ビネー式知能検査Vを使用した本件検査を実施した。

ウ 判定機関の長は、令和5年9月7日、要綱第5条に基づき、審査請求人の障害の程度を中度（B1）と判定した。

エ 処分庁は、要綱第6条第6項に基づき、令和5年9月5日を交付日とし、障害の程度を中度（B1）とする愛の手帳を交付することを決定した。

(3) 判断

ア 令和5年9月5日、本件判定員により実施された本件検査の結果は、「5歳級全問合格、7歳級全問不合格 MA 6歳6か月 IQ 36」というものである。

イ 本件検査は、要綱第5条第1項本文に定める標準化されたビネー式知

能検査である田中ビネー式知能検査Vを用いている。

田中ビネー式知能検査Vにおいては、成人級では偏差知能指数（D I Q）を採用しているところ、通常の知的発達を遂げていない成人を対象とした知能指数算出のための処置として、生活年齢を修正する方法を採用している。

田中ビネー式知能検査Vの生活年齢修正表によれば、18歳5か月の修正生活年齢は18歳1か月（217か月）である。

知能指数は、生活年齢分の精神年齢に100を乗じて算出される（小数点以下四捨五入）ところ、本件検査では、217（18歳1か月）分の78（6歳6か月）に100を乗じた35.9の数値を基に知能指数36と算出されており、計算に誤りはない。

ウ さらに、判定機関においては、本件検査を行った臨床心理士とは別の臨床心理士が出席する愛の手帳判定会議を行っている。

以上の手続が採られていることに加え、本件において、田中ビネー式知能検査Vにおける本件検査の結果が誤りであることをうかがわせる具体的な事情も認められないことからすれば、本件検査の結果は、正確性が確保されているものと認めるのが相当といえる。

エ 要綱別表1は、「障害の程度 中度 B1 おおむね36以上50以下のもの」と定めるところ、本件検査の結果は知能指数36であって、障害の程度は「中度 B1」に該当する。また、審査請求人について、要綱第5条第2項各号に基づき障害の程度を加重すべき事由はない。

よって、判定機関の長が、審査請求人について、障害の程度を「中度（B1）」と判定したことに誤りはない。

オ 審査請求人は、要綱別表1において、知能指数がおおむね21以上35以下のものについて、障害の程度が重度（A2）であると規定されており、心理記録の「性格・行動的側面」に記載の事情を考慮すれば、本件検査の結果、知能指数が36であっても重度（A2）に該当し得るから、本件処分は違法又は不当であると主張する。

しかし、障害の程度の判定を定めた要綱第5条において、第2項及び第3項の場合を除き、知能指数以外の要件を定めていない。そして、審査請求人の心理記録の「性格・行動的側面」に記載の事情を鑑みても、同条第2項各号に該当する事由は認められないであるから、審査請求人の主

張には理由がないというべきである。

なお、同条第3項は、知能指数が非該当の場合であっても、軽度（B 2）と判定できることを定めたものであり本件においては無関係である。

カ よって、本件処分のうち、障害の程度を中度（B 1）とした部分に誤りはなく、本件処分が違法又は不当であるということはできない。

以上によれば、本件処分の取消しを求める本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

(4) 結語

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却するべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

« 参考 1 »

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和6年2月7日	・審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和6年2月26日	・弁明書等の受理
令和6年2月28日	・弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和6年3月15日	・反論書の受理
令和6年3月19日	・反論書（副本）の送付
令和6年7月25日	・弁明書（2）等の提出依頼
令和6年8月15日	・弁明書（2）等の受理
令和6年8月19日	・弁明書（2）の送付及び反論書（2）等の提出依頼
令和6年9月10日	・反論書の受理
令和6年9月12日	・反論（副本）書の送付
令和6年12月20日	・審理手続の終結
令和6年12月26日	・審理員意見書の提出

« 参考 2 »

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和7年1月14日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
令和7年2月5日	・調査審議
令和7年3月11日	・調査審議